

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案 御説明資料



著作物等を巡る近時の社会状況の変化等に適切に対応するため、インターネット上の海賊版対策をはじめとした著作権等の適切な保護を図るための措置や、著作物等の利用の円滑化を図るための措置を講ずるもの

(※)は平成31年2月時点の当初案から内容の変更がある事項

1. インターネット上の海賊版対策の強化

- ① リーチサイト対策 (※) 【施行日：令和2年10月1日】
【第113条第2項～第4項、第119条第2項第4号・第5号、第120条の2第3号等】
- ② 侵害コンテンツのダウンロード違法化 (※) 【施行日：令和3年1月1日】
【第30条第1項第4号・第2項、第119条第3項第2号・第5項等】

2. その他の改正事項

- (1) 著作物の円滑な利用を図るための措置 【施行日：令和2年10月1日】
 - ① 写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大 (※) 【第30条の2】
 - ② 行政手続に係る権利制限規定の整備（地理的表示法・種苗法関係） 【第42条第2項】
 - ③ 著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入 【第63条の2】
- (2) 著作権の適切な保護を図るための措置 【施行日：令和3年1月1日】
 - ④ 著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化 【第114条の3】
 - ⑤ アクセスコントロールに関する保護の強化 【第2条第1項第20号・第21号、第113条第7項、第120条の2第4号等】
- (3) その他 【施行日：公布日から1年以内で政令で定める日、令和3年1月1日】
 - ⑥ プログラムの著作物に係る登録制度の整備（プログラム登録特例法）【プログラム登録特例法第4条、第26条等】

【漫画・雑誌などの海賊版被害】 ※権利者団体による調査・推計

- ◆ 「**漫画村**」：約3,000億円分の出版物がタダ読みされた計算
漫画家・出版社の収入・売上が20%減との試算もあり
- ◆ 日本最大級のリーチサイト「**はるか夢の址**」における被害：約731億円（摘発までの1年間）
⇒ 上記サイトの閉鎖後も依然として多数の海賊版サイトが存在（出版広報センターが把握しているだけで500サイト以上）。アクセス数上位10サイトだけで、月間のべ6,500万人が利用（この10サイトのうち7サイトが「ダウンロード型海賊版サイト」）
⇒ 漫画・雑誌のほか、写真集・文芸書・専門書、ビジネスソフト、ゲーム、学術論文、新聞など、著作物の分野・種類を問わず、被害が発生。
⇒ 著作権者に無許諾でアップロードされた侵害コンテンツは、リーチサイトにリンクが貼られることで、約62倍も多く視聴されてしまう（電気通信大学による調査）。

早急に対策を講じないと、クリエイター・コンテンツ産業に回復困難な損害が生じる恐れ。

<喫緊の法整備>

①リーチサイト対策 + ②ダウンロード違法化・刑事罰化（著作物全般に拡大）

（※）このほか、広告出稿抑制や検索サイト対策など、民間ベースの取組も推進する必要（特に、ストリーミング型海賊版サイトについては、これらの対策が重要となる）

これにより、海賊版被害の拡大が防止され、
コンテンツ産業の振興や著作権法の目的である「**文化の発展**」に資する。

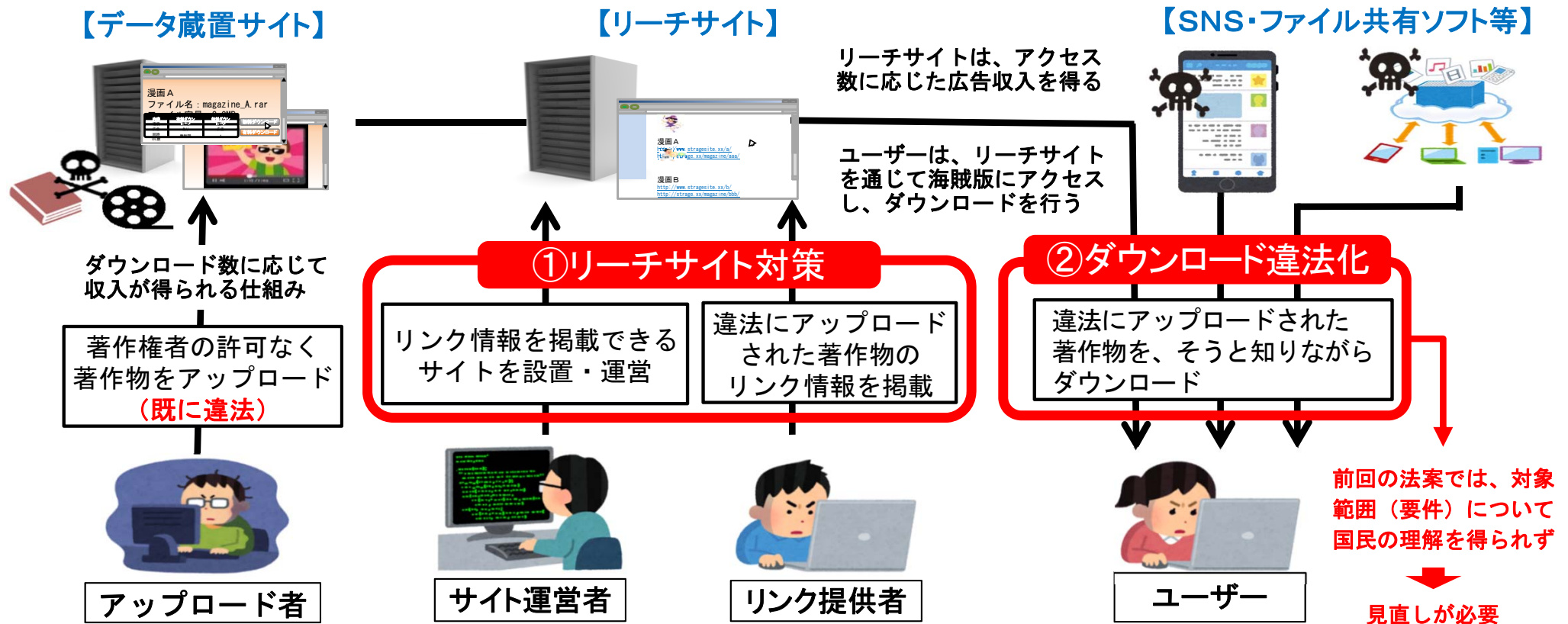
インターネット上の海賊版対策の強化について（イメージ）

<現行法上の取扱い>

- ・ 著作権者の許可なく著作物(全般)をインターネット上にアップロードすることは違法
- ・ 違法にアップロードされた音楽・映像を、違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードすることは違法

<今回の改正案による規制内容>

- ① 違法にアップロードされた著作物へのリンク情報を集約した「リーチサイト」を規制する((ア)サイト運営行為と、(イ)リンク提供行為の両方を規制する)【リーチサイト対策】
- ② 違法にアップロードされた著作物(漫画・書籍・論文・コンピュータプログラムなど)を、違法にアップロードされたものだと知りながらダウンロードすることを、一定の要件の下で違法とする【ダウンロード違法化】



<改正のポイント>

違法にアップロードされた著作物(侵害コンテンツ)へのリンク情報を集約した「リーチサイト」や「リーチアプリ」によって、海賊版被害が深刻化していることから、①リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンクを提供する行為、②リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為を規制する。

1. リーチサイト・リーチアプリの定義 【第113条第2項第1号・第2号】

- ・ 公衆を侵害コンテンツに殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト・アプリ
- ・ 主として公衆による侵害コンテンツの利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト・アプリ

2. 規制内容

	規制内容(措置)
リンク提供者	<p>民事措置(著作権等を侵害する行為とみなして差止請求・損害賠償請求を可能とする)【第113条第2項】 (※) <u>リンク先が侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合に限る。</u></p> <p>刑事罰(3年以下の懲役・300万円以下の罰金(併科も可))【親告罪】(※)故意犯のみ処罰【第120条の2第3号等】</p>
サイト運営者 アプリ提供者	<p>刑事罰(5年以下の懲役・500万円以下の罰金(併科も可))【親告罪】【第119条第2項第4号・第5号等】 (※) <u>侵害コンテンツへのリンク提供等を認識しつつ放置するなどの場合には、個々のリンク提供等について民事責任を負う(権利者はサイト運営者等に対して差止請求が可能となる)。</u>【第113条第3項】 (※) いわゆる「プラットフォーム・サービス提供者」には、基本的に今回の規制は及ばない。</p>

(参考) 平成31年2月時点の法案からの修正点

- ① サイト運営者・アプリ提供者に対する刑事罰を「非親告罪」から「親告罪」に変更。【第123条】
- ② 自ら直接的にサイト運営・アプリ提供を行っていない「プラットフォーム・サービス提供者」には、基本的に今回の規制が及ばないことを条文上明確化。【第119条第2項第4号・第5号等】
- ③ 刑事罰の運用に当たっての配慮規定を附則に追加。【附則第4条】

＜改正のポイント＞

- 違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制(私的使用であっても違法とする)について、対象を音楽・映像から著作物全般(漫画・書籍・論文・コンピュータプログラムなど)に拡大する。
- その際、国民の情報収集等を過度に萎縮させないよう、規制対象を違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合のみとする(※)とともに、①漫画の1コマ～数コマなど「軽微なもの」や、②二次創作・パロディ、③「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロードは規制対象外とする。
(※) 重過失によって違法にアップロードされたものだとは知らなかった場合も、規制対象とはならない。
- さらに、刑事罰については、特に悪質な行為に限定する観点から、正規版が有償で提供されている著作物のダウンロードであること、反復・継続してダウンロードを行うことを要件とする。
(法定刑:2年以下の懲役・200万円以下の罰金(併科可)、全て「親告罪」(権利者の告訴が必要))

＜改正後のイメージ＞

	民事措置【第30条第1項第4号・第2項】	刑事罰【第119条第3項第2号・第5項等】
対象著作物・ 対象行為	違法にアップロードされた著作物全般	違法にアップロードされた著作物全般で、 <u>正規版が有償で提供されているもの</u>
	【除外①】 <u>漫画の1コマ～数コマなど「軽微なもの」は対象外</u> (※)スクリーンショットを行う際の違法画像等の写り込みについても違法とはならない(法第30条の2により措置)	
	【除外②】 <u>二次創作・パロディは対象外</u>	
	【除外③】 <u>「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」は対象外</u>	
主観要件	<u>違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合が対象</u> (※)重過失によって違法にアップロードされたことを知らなかった場合も、対象とはならない	
常習性	—	<u>継続的に又は反復して行う場合が対象</u>
法定刑の水準		2年以下の懲役・200万円以下の罰金(併科可)
親告罪の扱い		すべて親告罪(権利者の告訴が必要)

(※) このほか、附則に、(i)国民への普及啓発・教育の充実、(ii)適法サイトへのマーク付与等の推進、(iii)刑事罰の運用に当たっての配慮、(iv)施行後1年を目途としたフォローアップ、(v)違法アップロード対策の充実(国際連携・国際執行、民間との協働など)を規定

(※) 音楽・映像の違法ダウンロードに関する規律は、基本的に現行通りとする(今回の改正により後退させない)

【参考】平成31年2月時点の法案からの修正点

海賊版対策の実効性を確保しつつ、国民の萎縮を防止するなどの観点から、以下の修正を行っている。

① 附則に普及啓発・教育をはじめとした運用上の配慮規定などを追加

- (i) 国民への普及啓発・教育の充実【附則第2条】
- (ii) 適法サイトへのマーク付与等の推進【附則第3条】
- (iii) 刑事罰の運用に当たっての配慮【附則第5条】
- (iv) 施行後1年を目途としたフォローアップ【附則第6条】
- (v) 違法アップロード対策の充実(国際連携・国際執行、民間との協働など) 【附則第7条】

② スクリーンショットを行う際に、違法にアップロードされた画像(例:アニメキャラのアイコン)が写り込むことなどを違法化対象から除外(法第30条の2により措置)

③ 漫画の1コマ～数コマなど、「軽微なもの」のダウンロードを違法化対象から除外

④ 「二次創作・パロディ」のダウンロードを違法化対象から除外

⑤ 「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」を違法化対象から除外

(※1) ユーザー側に「不当に害しない」という立証責任を負わせるとともに、「特別な事情」と明記することで居直り的な利用を確実に防止する。

(※2) 「特別な事情」は、(ア)著作物としての保護の必要性の程度と、(イ)ダウンロードの目的・必要性などの態様の2つの要素によって判断される。例えば、詐欺集団の作成した詐欺マニュアルを防犯目的でダウンロードする行為などが典型例。